

現在登録していて登録更新される方も、現在登録していなくて新規登録される方も、申請に必要な書類は同じです。

稲城市体育施設個人登録の手引

1. 個人登録条件

登録を受けようとする者は、次に掲げる条件を満たしている者に限る。

- (1) テニスをすることを目的とする者であること。
- (2) 高校生相当以上の市内に在住、在勤又は在学する者であること。

2. 有効期間

登録証発行日から2年間有効(登録証に記載)

登録証発行日は不備なく申請受理された日から14日以降となります。

登録証の更新申請は有効期限の3か月前から受付致します。(更新は有効期限の2年延長となります)

3. 申請時に提出する物

- (1) 稲城市公共施設利用者個人登録申請書
- (2) 稲城市公共施設利用者個人登録申請書補助票(テニスコート個人用)
- (3) **1年以内に正面から撮影した顔写真(4cm×3cm)1枚**

※写しによるご申請も可能ですが、顔がわかるように写しを取って下さい。

4. 申請時に提示する物

- (1) 申請書に記載された内容確認のため、身分証明書等(下記詳細参照)を、受付にて確認させていただきますので予めご用意下さい。

■身分証明書等の詳細

①市内在住 ⇒ 国又は地方公共団体の機関が発行した住所・氏名・生年月日の3点が記載されている身分証明書、その他これに類する物

使用できる物の例：運転免許証、個人番号カード、パスポート(現住所記載がある物)、健康保険被保険者証、住民票の写し(発行日から申請日まで1か月以内の物に限る。またコピーしたものは不可)

使用できない物の例：通知カード(マイナンバー)、電気やガス・上下水道・電話料金等の請求書・契約書、住民票の写しのコピー、郵便物や宅配物の伝票控え、パスポート(現住所記載がない物)

②市内在勤 ⇒ ①の身分証明書及び勤務先の法人が発行した就労・在勤証明書
※就労・在勤証明書は原本に限る
※発行日が記載され、且つ申請日まで1か月以内の物
※市内の勤務地の住所が記載されているもの
※社印が捺印されている事

③市内在学 ⇒ 在学している学校が発行した学生証(住所・氏名・生年月日・在学期間がわかるもの)又は在学証明書(住所・氏名・生年月日が記載されており、発行日から申請日まで1か月以内の物かつ原本に限る)

5. 申請書の受付場所及び時間

- | | | |
|--------------------|--------|------------|
| (1) 市役所 6 階スポーツ推進課 | 閉庁日を除く | 8:30～17:00 |
| (2) 総合体育館 | 休館日を除く | 9:00～21:00 |
| (3) 稲城長峰ヴェルディフィールド | 休場日を除く | 9:00～21:00 |

- 個人申請に関しては身分証明書等の写し添付につきましては廃止となりました。
- 申請できる方は登録者ご本人又は同居されている高校生相当以上の家族に限ります。
- 申請書記載内容については、各受付場所にて提示された身分証明書等と照らし合せ、確認させていただきます。混み合っている場合、お時間を頂く場合もございますので予めご了承ください。
- 身分証明書等の返却の際に登録証発行日を記載した、「受取証」をお渡し致します。登録証をお受取の際に必要となりますので、大切に保管して下さい。

6. 発行した登録証の受取場所及び時間

- | | | |
|--------------------|--------|------------|
| (1) 市役所 6 階スポーツ推進課 | 閉庁日を除く | 8:30～17:00 |
| (2) 総合体育館 | 休館日を除く | 9:00～21:00 |
| (3) ふれんど平尾 | 休館日を除く | 9:00～21:00 |
| (4) 稲城長峰ヴェルディフィールド | 休場日を除く | 9:00～21:00 |

- 登録証のお受取には「受取証」と確認の為の身分証明書のご提示が必要です。
- 登録証の受取人は、登録者ご本人又は同居されている高校生相当以上の家族に限ります。
- 登録証発行日は申請書が受理された日から 14 日以降となりますが、受取希望施設の閉庁又は休館(場)日には受取りができません。また申請書を受理された日から発行日の間に年末年始及び大型連休がある場合は 14 日以上掛かる場合もございます。
- 登録証発行日から 1 か月経過してもお受取のない登録証は失効となります。(施設からご連絡は致しません)